

# 重要：農耕トラクター等所有している皆様へ



## 通常公道走行ができなかった農作業機付き農耕トラクターが『一定の条件』を満たす事により、公道走行が出来るようになりました

・現在に至るまで農耕トラクターは、原則農作業機(ロータリーなど)を装着したままの公道走行による取り扱いが明確にされていなかったため、『道路運送車輛の保安基準第55条』に基づく基準緩和認定により『一定の条件』を満たすことにより、農作業機(ロータリーなど)を装着したまま公道走行が出来る事となりました。



Q：『一定の条件』とは？

A： 灯火器類、作業機の幅、最高速度、運転免許などの確認が必要となり、

公道走行する場合は『一定の条件』を満たすため整備する必要があります。

※詳しくは、お近くのJA高知県、農機販売店にてご確認ください。

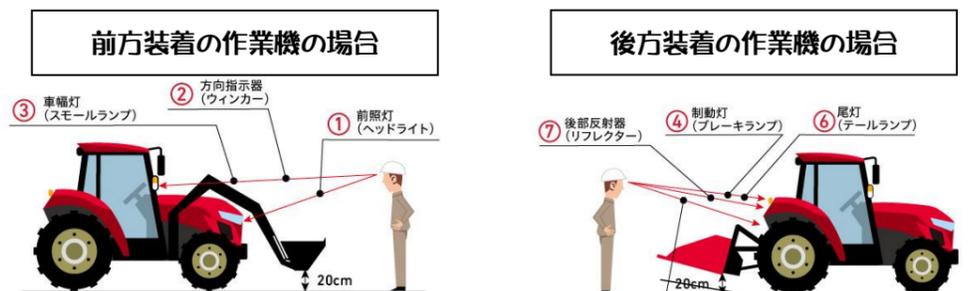


注意

## 公道走行にあたってのチェックポイント

### □チェックその1 (灯火器類の確認)

○公道走行する場合には、灯火器類(方向指示器、後部反射器、前照灯、車幅灯、尾灯、制動灯、後退灯)が他の交通から確認できる事が必要なので取付状態を確認しましょう。

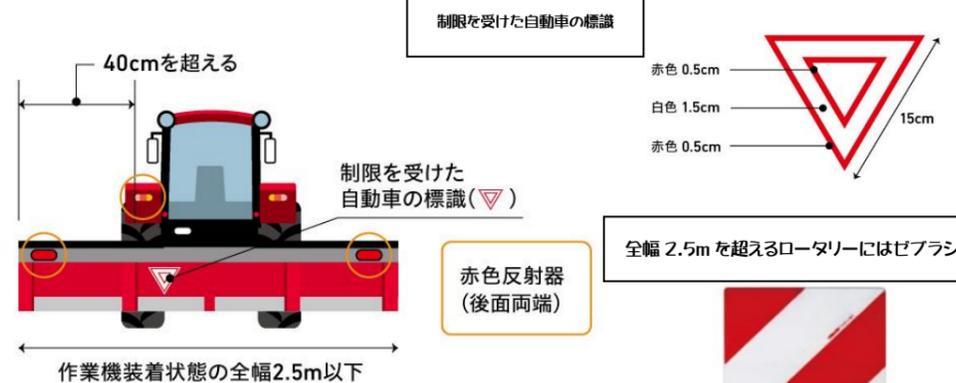


### □チェックその2 (車両幅の確認)

○長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、且つ、最高速度15km/h以下の場合、ロータリー等を装着した状態で、車幅が1.7mを超えていないか確認しましょう。

※ロータリー等の最外側からトラクター本体の灯火器及び反射器までの距離が40cmを超える場合、右記の標識を設置しなければならない。  
○ロータリー等を装着した状態で、車幅が2.5mを超えていないか確認しましょう。

※ロータリー等が全幅2.5mを超えていて、最外側から40cmを超える場合、右記のゼブラシートを装着しなくてはならない。



全幅2.5mを超えるロータリーにはゼブラシート



ゼブラシート 282mm x 282mm 以上

### □チェックその3 (安定性の確認)

○ロータリー等を装着する事により、安定性が変わる為、**運行速度15km/h以下**で走行しなければなりません。

### □チェックその4 (免許の確認)

○ご自宅の農耕トラクターが農作業機(ロータリーなど)を装着する事により、長さ4.7m、**車幅(ロータリーなどを含む)が1.7m、高さ2.0m**を超える場合には、**大型特殊免許が必要**になります。

※農耕トラクターの公道走行については、ご自身でご確認のうえ、『無免許運転』にならないよう、法令を守って走行してください。

※詳細等につきましては、お近くのJA高知県、農機販売店もしくは、各関係機関へお問合せください。

【お問い合わせ先】 奈半利町役場 地域振興課 TEL 0887-38-8182

